

印務

印刑
天有

印務

確 認 事 項

警察庁丁国搜発第30号

法務省刑国第144号

外 亞 中 第 2 号

平成20年4月10日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官 宮 園 史



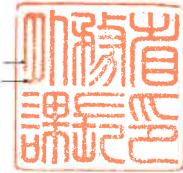
法務省刑事局
国際課長 北 村



外務省アジア大洋州局
中国課長 秋 葉 剛



外務省国際法局
条約課長 島 田 順



刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約
(以下「条約」という。) に関し、我が国が条約上の請求国となる場合
における警察庁及び法務省と外務省との間の関係について、警察庁、
法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記



1. 警察庁及び法務省は、条約に基づき中華人民共和国（以下「中国」という。）の中央当局に対し共助の請求を行うに当たり、在中国日本国大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、条約第4条2に従って中国の中央当局に通報する事項を、中国の中央当局への通報に先立ち、外務省に通報するものとする。
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの共助の請求が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、中国の中央当局に当該共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、警察庁及び法務省が行う共助の請求に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。



確 認 事 項

法務省刑国第145号

外 亞 中 第 3 号

平成20年4月10日

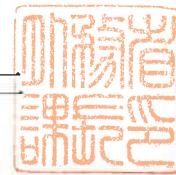
法務省刑事局
国際課長 北 村



外務省アジア大洋州局
中国課長 秋 葉 剛



外務省国際法局
条約課長 島 田 順



刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約
(以下「条約」という。) に関し、我が国が条約上の被請求国となる
場合における法務省と外務省との関係について、法務省及び外務省は、
下記のとおり確認する。

記

1. 条約第4条に基づき、我が国の中央当局たる法務大臣が中華人民共和国（以下「中国」という。）の中央当局から共助の請求を受理した場合には、法務省は、当該共助の請求に当たり中国の中央当局が同条2に従って通報してきた事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただし、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。
2. 外務省は、本確認事項1.にいう共助の請求に関し、外務省の所掌事務に関し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。
3. 我が国による共助の実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等にかんがみ、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、外務省と協議するものとする。
4. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、法務省が行う共助の実施に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。